

生活を再建する

【被災者生活再建支援法】

Q1 被災者生活再建支援法では、住宅を建設・購入した場合、加算支援金 200 万円（単身者は 150 万円）が受けられることになっています。

しかし、高齢のため、ローンを組むことができません。加算支援金 200 万円（単身者は 150 万円）を受け取ることはできないのでしょうか。

A1 住宅の建設・購入を単独名義でする必要はありません。

家族との共有名義であったとしても、加算支援金 200 万円（単身者は 150 万円）は全額受け取ることができます。

Q2 被災者生活再建支援法に基づく加算支援金については、建設・購入、補修、賃貸の契約書に記載されている金額（実額）が支給されるのか。

A2 契約金額に関係なく一律支給となります。

これは、被災者生活再建支援法で定められた支援金額が、各段階（大規模半壊、全壊）の被害程度であれば、最低その程度の費用はかかるであろうとして設定された支給金額であるためです。

ただし、建設・購入等を実行することは当然の前提とされています。

「補修」の加算支援金を受給したのであれば、「補修後お住まいになられること」が必要であり、届出に実態が伴っていなければ、加算支援金の支給自体が問題ということになります。

Q3 津波で浸水した家を修理して住んでいる。被災者生活再建支援法に基づく基礎支援金と加算支援金（補修）を受け取った。今後、子供の家に移り住むことになり、家を手放した場合、受け取った支援金は返還しなければならないか。

A3 お住まいの県に確認しましたが、居住した後、その後の事情変化により家を手放しても、支援金の返還は求めないとの回答でした。

Q4 被災した家の代わりに住宅を新築する計画で、既に被災者生活再建支援法に基づく加算支援金 150 万円（単身者）を受給しているが、会社を退職するため家の建設をやめることにした。

この場合、加算支援金は返還しなければならないか。

A4 加算支援金 150 万円（単身者）は、家を新築・購入する場合に支給される額です。

家を新築しないとすれば、今後どうされるかにより、取扱いが異なってくると考えられますので、窓口の市町村にお問い合わせされるとよろしいのではないかと思います。

Q5 まず、災害公営住宅に入居し、その後、住宅を新築することを考えているが、被災者生活再建支援金は受け取れるのか。

A5 加算支援金の申請期限（平成 30 年 4 月 10 日）までに申請できれば、災害公営住宅に入居後に、家を新築した場合でも、加算支援金は受け取れます。

Q6 被災して半壊判定を受けたアパートから、仮設住宅に移り住んでいる。この度、危険なので、大家がアパートを取り壊すことになったが、被災者生活再建支援金は支給されるのか。

A6 大家がやむを得ずアパートを取り壊した場合には、全壊として取り扱われ、被災者生活再建支援金を受け取れる可能性がありますので、至急、市町村窓口に相談するようおすすめします。

Q7 生活再建支援金の加算支援金（賃貸）分を受け取り、間借りしている。家賃が高いので、これから仮設住宅に入居したいと思い、役場に相談に行ったが、加算支援金を受給しているので仮設住宅を提供できないと言われた。加算支援金を返せばいいのか。

A7 内閣府防災担当に照会したところ、賃貸としての基準を満たし加算支援金が支給され、実際に入居していたのであれば、制度としては返さなくても、仮設住宅に入居することは可能とのこと。

ただし、仮設住宅の入居自体の判断は市町村になることから、市町村の

担当者と改めて相談していただければと思います。

Q8 被災者生活再建支援制度の加算支援金は、被災から37か月までに住宅を再建する場合に請求できると聞きました。

しかし、住んでいる市町村では復興計画が作成されておらず、建築制限により住宅を再建することができなくなっている。37か月までに住宅を再建することができなかつたら、どうすればよいのか。

A8 被災者生活再建支援法では、都道府県はやむを得ない事情等において申請期間を延長することができるかとされています。

宮城県では、基礎支援金については、平成25年4月10日まで(災害のあった日から25ヶ月の間)、加算支援金については、平成30年4月10日まで(災害のあった日から85ヶ月の間)延長しています。

Q9 支援金に用途制限はないのか。

A9 支援金に用途の制限はなく、事後の報告も必要ありません。

加算支援金を受給するには居住する住宅を建設する等の要件がありますが、加算支援金は住宅建設に対する直接の支援ではなく、被災世帯の生活再建を支援するための見舞金的な性格のものなので、その用途については限定されていません。

Q10 被災者生活再建支援法の加算支援金の申請を行う際は、建築確認申請書類の写しを添付しなければならないのでしょうか。

A10 住宅の建設・購入・補修が確認できる契約書等の写しで差支えないとされています。

所管官庁の内閣府が建築確認申請書類の写しまで求めているわけではありませんが、申請窓口の市町村が建設・購入・補修の実行を担保するため、市町村の判断で求めているのではないかと推察されます。

建築確認申請書類の写しを添付できない事情がある場合には、市町村窓口と相談してみてもはいかがでしょうか。

Q11 震災で被災した家は一部損壊と判定された。一部損壊の場合は、公的支援は何もないのか。

A11 一部損壊の場合、被災者生活再建支援法に基づく支援金、災害援護資金の貸付、義援金については対象になりません。

ただし、家財や自動車も含めて損害額が大きい場合には、雑損控除の申告を行うことにより、所得税が還付される場合がありますので、最寄りの税務署にお問い合わせください。

また、市町村が独自の支援策を設けている場合がありますので、市町村にもお問い合わせください。

Q12 別居中の夫が、津波で家が流出したことをいいことに、住んでいないにもかかわらず、り災証明を申請し、被災者生活再建支援金を受け取った。私はどうすればいいか。

A12 夫には、被災者生活再建支援金の受給資格がありません。

離婚調停中であれば、裁判所で作成された関係資料等を添えて、貴方自身が、り災証明の申請を行い、その後、被災者生活再建支援法の申請を行うのがよろしいかと思われます。

Q13 現在、仮設住宅に母子2人で入居しているが、近いうちに被災していない人と仙台市で結婚する。被災者生活再建支援金の加算支援金の支給について地元市役所に聞いたところ、未婚のままであれば対象になるが、結婚した場合は支給対象にならないと言われた。本当か確認したい。

A13 結婚して夫名義で家を建設又は賃借した場合は、支給対象にならない可能性が高く、被災者名義又は共同名義の場合は対象になると考えられます。

上記の方法が可能とすれば、当該方法を取るにより、加算支援金の申請をしたい旨、地元市役所と、あらかじめ相談されるようおすすめします。

【災害弔慰金】

Q1 長年、同居の義母を私が介護してきたが、この度の震災で亡くなった。私に災害弔慰金は支給されないのか。

A1 災害弔慰金の支給等に関する法律第3条の規定により、対象者は①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹（同居、同一生計）と定められており、法律上、支給は困難です。

なお、市町村が条例で支給対象にしている場合（国費補助対象外）もあり得るので、念のため確認しておくことが望ましいと思われます。

Q2 一人暮らしの母が亡くなったが、自ら生計を維持していたわけであり、子どもである私が、生計維持者が死亡した場合の500万円をもらえるか。

A2 生計維持者は、扶養親族の有無によって判断されます。

具体的には、あなたが、お母様によって生計を維持されていた場合には500万円が支給されます。

その認定のためには、あなたが、お母様の被扶養者と認定されていた等、明確な事実が必要とされます。

Q3 夫は、津波をかぶったが、命だけは助かった。しかし、避難所生活を続けるうちに体調が悪化して亡くなった。その場合、弔慰金は支給されますか。

A3 夫の死亡と津波に因果関係があると考えられる場合、市町村に災害弔慰金の申請をしてみてもいいでしょうか。

市町村に設置されている災害弔慰金支給審査委員会等において、災害関連死と認められた場合には、災害弔慰金が支給されます。

Q4 災害弔慰金をもらっていますが、さらに、労災保険の請求もできますか。

A4 災害弔慰金をもらっている場合であっても、同時に労災保険の請求を行うことができます。具体的な手続きについては、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

【義援金】

Q1 長年、同居の義母を私が介護してきたが、この度の震災で亡くなった。私に義援金は支給されないのか。なお、義母に親族はいません。

A1 宮城県では、人的被害に係る義援金については、直系の遺族がいない場合は死亡者及び行方不明者の法定相続人、それもいない場合は葬祭を行った親族に対して支給することとして、市町村に通知しています。
住宅被害についても、ほぼ同様の取り扱いとなっています。
本件の場合は、義援金が支給される可能性がありますので、市町村窓口におたずねください。

Q2 この度の震災で、実家の世帯全員が津波に流されて死亡した。
実家のある県に、問い合わせしたところ、世帯全員が亡くなった場合、住家被害に係る義援金の支給はできないと言われた。
他県では、震災当時の世帯主の法定相続人や葬祭をあげた親族も、住家被害の支給対象としている例もあると聞いている。
義援金の支給対象が県によって異なることに納得できない。

A2 全国レベルの義援金交付基準は、死亡または行方不明、全壊または半壊という大枠の交付基準しか明らかにされていません。
詳細な交付の考え方について、厚生労働省は、「各県の配分委員会の責任と考え方の下に被災者に配布されている」と国会答弁しています。
これらのことを考慮すれば、支給対象が県によって異なることになっても、やむを得ないと考えられます。

Q3 震災で被災したので、義援金を受け取ったところ、生活保護が打ち切られた。納得できない。

A3 厚生労働省では、被災した保護世帯が東日本大震災に係る義援金、災害弔慰金等を受けた場合について、通知を出しており、その中で、①「当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」は収入として認定せず、それを超える額を収入として認定すること、②自立更生計画の策定に当たっては、i) 被災者の被災状況や意向を十分に配慮し、一律・機械的な取り扱いにならないよう留意する、ii) 第一次義援金のように、震災後、緊急

的に配分される義援金等については、当座の生活基盤の回復に当てられると考えられることや、費目・金額を積み上げずに包括的に一定額を自立更生に当てられるものとして自立更生計画に計上して差し支えないなどとしています。

これを受けて、市町村では、「当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」を超えた金を「収入」として認定しており、生活保護が打ち切られた世帯も出ているのが実情です。

ただし、手持金がなくなった段階で生活保護の再申請は可能としていません。

一方、同通知では、「自立更生に当てられる費用であれば、直ちに自立更生のための用途に供されるものではなくとも、実施機関が必要と認めた場合は、自立更生計画に計上しても差し支えない」ともされているので、市町村と十分に協議することが必要と思われる。

【災害援護資金】

Q1 災害援護資金は、保証人がいる場合、無利子となっているが、家族を保証人にすることは可能か。

A1 同一生計の家族を保証人にすることはできません。

Q2 災害援護資金を借りることができることになりました。
災害援護資金だけでは十分でないので、生活復興支援資金も借りたいのですが、可能でしょうか。

A2 生活復興支援資金は、次のような区分に分かれます。
このうち、住宅補修費については災害援護資金との併用不可となっています。一時生活支援費及び生活再建費については、併用が可能です。

- (1) 一時生活支援費〔生活の復興の際に必要な当面の生活費〕
月 20 万円以内（単身世帯の場合は 15 万円以内）× 6 月以内
- (2) 生活再建費〔住居の移転費、家具什器等の購入に必要な費用〕
80 万円以内
- (3) 住宅補修費〔住宅補修等に必要な費用〕
250 万円以内

【各種支援金に対する課税】

Q1 被災者生活再建支援金、義援金は非課税か。

A1 被災者生活再建支援金、義援金は非課税とされています。
なお、義援金については、個々の趣旨に即して、損害額から控除すべきか否かを判断することとされています。

【国民年金保険料の免除による効果】

Q1 震災で被災したため、国民年金の保険料の免除を受けているが、それによって将来受け取る年金額が減少するのか。

A1 日本年金機構に確認したところ、半額（国庫負担分）が年金額算定の基礎になるとのことでした。
したがって、全額を算定基礎にするためには、免除を受けている期間分の保険料（全額）を追納することが必要になります。

【二重ローン】

Q1 この度の震災で被災し、家が流出した。仕事もなくなり、家のローンが払える見込みがなく、困っている。

A1 ローンでお困りの被災者の方に対するガイドラインが定められています。ガイドラインでは、お金を借りている方が、金融機関と既存の借り入れについて弁済方法の変更や債務の減免などを話し合うことができる旨を定めています。ただし、決定には、関係者の合意が必要となります。
ガイドラインの詳細については、取引金融機関又は個人版私的整理ガイドライン運営委員会にお問い合わせください。

個人版私的整理ガイドライン運営委員会（月～金 9:00～17:00）

個人版私的整理ガイドラインコールセンター 0120-380-883

宮城支部 022-212-3025

岩手支部 019-606-3622

福島支部 024-526-0281

また、各県が二重ローン対策を講じている場合もありますので、各県にお問い合わせいただくことも必要と思われます。

Q2 私は住宅ローンの連帯保証人になっている。債務者が行方不明なので、連帯保証人の私が支払ってきたが、震災で被災した。

金融機関にローンの返済を猶予してくれるよう話をしているが、本人ではないので、猶予してくれない。どのようにしたらよいか。

A2 主たる債務者の生死が不明とすれば、現時点における債権債務の関係をどのように整理すべきか、債務者の失踪宣告の必要性も含めて、まずは法テラスや弁護士に相談すればよろしいかと思えます。

その上で、連帯保証人であるからといって、個人版私的整理ガイドラインが適用される可能性がないとはいえませんので、個人版私的整理ガイドライン運営委員会に御相談されることをおすすめします。

【仮設住宅】

Q1 東日本大震災で被災し、現在、民間借上住宅に入居している。

県から大家に家賃が振り込まれたことを、私は、最近になって知ったが、自己負担した家賃が大家から返済されていない。大家も返済に応じない。自己負担した家賃を返還してほしい。

A1 まず、三者契約の当事者である県に、どのような方法があるのか相談してみてください。その上で、必要により、弁護士との相談等の方法を御検討されればよろしいかと思われます。

[目次に戻る](#)

[東北管区行政評価局HPに戻る](#)